


令和8年度（令和8年6月1日採用）

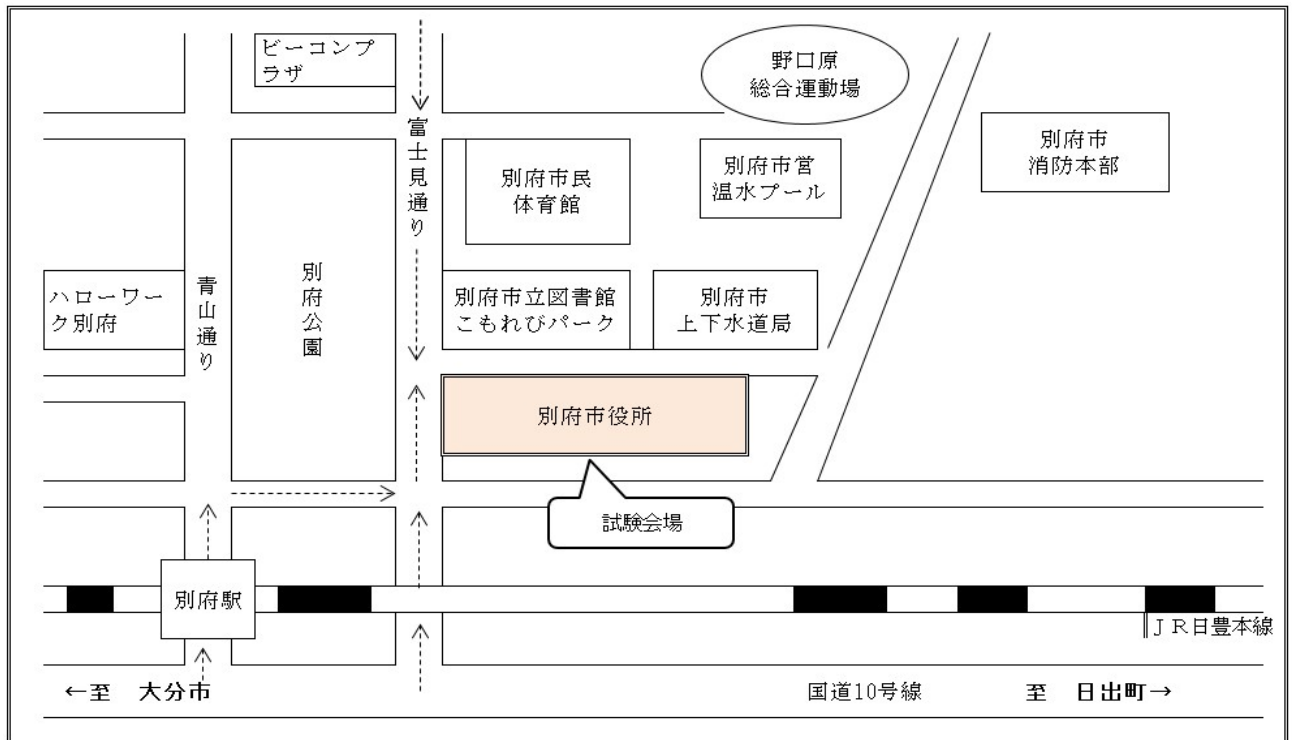
別府市任期付職員【福祉防災専門員】採用試験案内

試験日	試験会場
令和8年4月28日（火）	別府市役所
申込受付期間	
令和8年4月10日（金）9時00分～令和8年4月20日（月）23時59分 ※令和8年度の受験申込は、別府市採用受付専用システムからの申込みとなります。 ※原則職員課窓口や郵送等で行っていた紙での申込みはいたしません。 ※顔写真や運転免許証、各種証明書などは、申込みの際、データを添付してください。	
採用試験申込の流れ ※受験者は受験申込みの手続きが必要です。	
<p>① [インターネット]別府市採用受付専用システムによる受験申込(1受験の手続きを確認)⇒ ※申込みは、「仮登録（マイページ開設）」と「本登録（エントリーシート登録）」の2段階方式となっています。受付期間内に本登録が完了しなければ、受験することができません。必ず申込受付期間中に「本登録」まで完了してください。</p> <p>◆パソコン又はスマートフォン、タブレットをご準備ください◆ 【ウェブブラウザの推奨環境】 Google Chrome最新版、Microsoft Edge最新版 ※Internet Explorerには対応していません。 ※JavaScriptが使用できる設定であること。 ※一部の機能はPDF閲覧可能な環境が（Adobe Acrobat Reader Ver.5.0以上）必要。</p> <p>【本人のメールアドレスの準備】 次のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。 ※「city.beppu.lg.jp」「bsmrt.biz」「cbit-s.com」 ※ご登録いただくメールアドレス宛てに、登録完了通知、受験案内、マイページIDなどの重要なお知らせを随時送信しますので、必ずご確認をお願いします。</p> <p>② 本登録が完了した方に、採用試験の日時など詳細をお知らせするメールを4月24日（金）までに配信します。 ※配信後は、受験番号や試験日程等は、登録したマイページから確認できます。</p> <p>③ 採用試験の合格発表は令和8年5月上旬を予定しており、別府市役所掲示場に告示及び別府市ホームページ及びマイページでお知らせします。</p>	

お問合せ先	
別府市総務部職員課人事係 大分県別府市上野口町1番15号 電話：0977-21-1115 E-mail：per-ga@city.beppu.lg.jp ホームページ：https://www.city.beppu.oita.jp	別府市ホームページ 「職員採用情報」は コチラ↓ 

試験会場案内図

●別府市役所（別府市上野口町1番15号）



○アクセス

- ・[徒歩] JR別府駅西口から15分程度
- ・[バス] JR別府駅西口1番のりばから、行先番号3（扇山団地行き）で5分程度
- ・[タクシー] JR別府駅西口から5分程度

災害等やむを得ない事情により、試験日時や試験会場を変更する場合があります。
その場合は、別府市のホームページやマイページに試験情報を掲載します。
受験者宛てに電話連絡等を行いません。必ず各自でホームページ等を確認してください。

採用者説明会

令和8年5月中旬（日時等については、合格通知送付の際にお知らせします。）

採用の時期及び採用後の注意点


合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和8年6月1日以降の採用となります。

また、任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、兼業の制限、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。

【1 受験の手続き（申込み手順）】

1 受験申込手順と注意事項

※申込みは「仮登録」と「本登録」の2段階方式となっています。受付期間中に「本登録」を完了してください。

手順①	<p>受験申込時に添付する必要書類のデータを準備してください。 ※任期付職員（福祉防災専門員）は顔写真、運転免許証、受験資格を証明する「成績・単位修得証明書」や「各種資格の登録証」または「学位の修了証書」等のデータが必要となります。</p>
手順②	<p>別府市ホームページの「任期付職員採用ページ」から申込専用サイトへ接続し、別府市採用受付専用システムからメールアドレス等を事前登録してください。これで「仮登録」となります。</p> <p>※別府市ホームページ（https://www.city.beppu.oita.jp） トップページ ⇒ 市政 ⇒ 人事・行政 ⇒ 職員採用「別府市職員募集」 ⇒ 任期付職員採用</p> <p>※または右側のQRコードを読み取ってください。</p> 
手順③	<p>事前登録「仮登録」完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内の上部にある「エントリー入力」ボタンから受験者情報（顔写真データの登録等を含む）を「本登録」してください。</p> <p>※「本登録」を行わないと、受験できません。 ※事前登録完了メールに記載されている個人IDとパスワードは、以後の手続きでも必要となりますので必ず保管しておいてください。 ※また、登録したIDとパスワードは他人に教えたり、渡したりしないでください。</p>
手順④	<p>本登録完了メールを受信すれば、受験申込は完了です。 採用試験についての案内メールをお待ちください。（4月24日（金）までに送付予定）</p> <p>※注意 本登録完了メールがすぐに届かない場合は申込みができていない可能性が高いため迷惑メールフォルダ等に振り分けされていないか、ドメイン受信設定をもう一度確認し、<u>4月27日（月）17時まで</u>に別府市総務部職員課にお問い合わせください。 申込受付期間を過ぎてのお問い合わせは、対応できない場合があります。</p>

- ※ 申込締切直前には、サーバが混み合うことなどにより処理に時間がかかる場合がありますので、申込みは余裕をもって早めに行ってください。
- ※ 受付期間内に正常に申込が完了したものに限り受け付けます。
- ※ メール受信設定の不足、申込内容の不備や、通信回線上の障害等の理由で、受付期間に本登録が完了せずに受験できない場合でも、原則として本市は一切責任を負いません。
- ※ 受験資格がないこと又は申込記載事項に不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

2 受験申込時に添付する書類

※別府市採用受付専用システムで本登録（エントリーシート登録）をする際、下記の必要書類をデータで添付していただきます。事前に準備の上、登録を行ってください。

職種	必要書類
・福祉防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ○顔写真（画像ファイル）（※1） <ul style="list-style-type: none"> ・6カ月以内に撮影したもの ・無帽、無背景、マスクは未着用で上半身を正面向きで撮影した鮮明な写真であること ・縦横比が概ね4：3で、小さすぎず、頭の輪郭が全て収まっているもの ○普通運転免許証を撮影した写真（※1） （資格取得見込みの場合は添付不要。申込の際、所定の記入欄に入力すること。） ○受験資格の条件のうち「(4)社会福祉主事の任用資格を有する人」にあたる方は任用資格を証明する書類のスキャンデータもしくは撮影した写真（※1） <ul style="list-style-type: none"> ・例「成績・単位修得証明書」「各種資格の登録証」「学位の修了証書」など

（※1）書類を撮影した写真は、拡張子が「GIF」、「JPG」、「JPEG」、「TIFF」の画像ファイル、またはスキャンデータ（PDF形式）に限ります。

【2 職種概要等】

1 採用職種、職務内容及び採用予定者数

採用職種	職務内容	採用予定者数
福祉防災専門員	災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る業務全般（災害時に支援が必要な人の避難計画を作成するために、対象者本人・家族や地域関係者・福祉専門職の方々と連携し、会議の調整や研修実施、意見集約等を行います。） その他防災に関すること	1名

※採用予定者数は、変更になる場合があります。

※職務上、公用車等を運転することがあります。

※職務内容は、変更になる場合があります。

※他職種の別府市任期付職員(短時間勤務含む)の採用試験の併願はできません。

2 受験資格等

普通自動車運転免許を取得済みであるか、令和8年5月31日までに取得見込である人で、かつ、次の(1)～(4)の条件のうち1つ以上を満たす人

- (1) 福祉に関する相談支援業務の経験がある人
- (2) 防災に関する研修等の講師経験がある人
- (3) 被災者支援の経験がある人
- (4) 社会福祉主事の任用資格を有する人

【社会福祉主事の任用資格を有するには次のア～ウのいずれかに該当する人】

ア大学や短期大学で、6頁の科目のうち3つ以上履修して卒業した人

※福祉系の大学に限らず、学校教育法に定める大学（短期大学を含む）で指定科目を履修して卒業していれば、社会福祉主事の任用資格を有します。卒業した大学等の種類や学部は問いません。

イ社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の過程を修了したこと。

ウ社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

※地方公務員法第16条に定める以下の項目に該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

公権力の行使を伴う職務及び市の意思形成に参画する職務には就くことができません。

※上記資格要件等を満たしていないこと及び申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、試験に合格しても採用されません。また、採用後に判明した場合には免職となります。

3 給与及び勤務条件等

- (1) 勤務場所 別府市役所本庁（別府市上野口町1番15号）
- (2) 任用期間 令和8年6月1日～令和10年3月31日（2年間）
- (3) 勤務時間 午前8時30分～午後5時00分のうち7時間45分（休憩45分）で週5日勤務
- (4) 休日等 土曜日・日曜日・祝日、年末年始
※業務の必要により休日等に勤務していただく場合があります。
- (5) 給料 255,100円程度（給与改定等により変更になる場合があります。初年度年収約390万円）
- (6) 諸手当 条件に応じて通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当等が支給されます。
- (7) 社会保険 健康保険、厚生年金保険等に参加
- (8) 休暇等 別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定されている年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇や夏季休暇等）があります。

4 試験内容及び試験時間等

試験種目（内容）	配点	試験時間（予定）	携行品
面接試験 （人物についての個人面接）	100点	8：30～17：00のうち、 指定された時間	受験票、 筆記用具
パソコン試験 （エクセルによる表作成等）	30点		

※試験日の受付時間等詳細については、登録したマイページにて通知しますので必ず確認してください。

令和8年4月24日（金）までにメール送信を行います。届かない場合は令和8年4月27日（月）の17時までに必ず連絡してください。

※受験票は登録したマイページから印刷して、試験当日に持参してください。

※各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

5 合格発表及び試験結果の開示について

- (1) 合格発表日：令和8年5月上旬

別府市役所正面玄関横の掲示場及び市役所ホームページに受験番号で掲示するほか、合格者には文書で通知します。不合格者への文書通知はいたしません。

- (2) 試験結果の開示について

試験結果については、不合格者のみ、合格発表当日に登録したメールに送信する方法で開示します。合格者については開示いたしません。また、面接試験またはパソコン試験のどちらかを受験しなかった場合など、途中棄権者、辞退者についても開示いたしません。

・開示内容：総合順位・総合得点・試験種目別得点

【 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目について 】

任期付職員（福祉防災専門員）採用試験の受験資格等(4)のア、社会福祉主事の任用資格を取得する要件として「社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち大学等において、3科目以上修めて卒業していること」の「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」は以下のとおりです。

今回の採用試験の受験資格として以下の科目のうち、大学等において3科目以上履修し卒業することが必要となります。

(ア) 昭和25年～昭和56年卒業者に適用される科目

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

(イ) 昭和56年～平成11年卒業者に適用される科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

(ウ) 平成11年～平成12年卒業者に適用される科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

(エ) 平成12年～現在までの卒業者に適用される科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

* (エ)の科目については、読み替えが認められており、例えば、「社会福祉原論」、「社会福祉概説」等を履修した場合でも、指定科目の「社会福祉概論」を履修したものとみなすことができます。

詳しい内容については、厚生労働省のホームページでご確認ください。